

○最低制限価格を下回った場合の入札2回目の取扱いについて

令和6年度から、2回目の入札へ参加できる要件が次のように変更になりました。

- ①入札金額が予定価格を超過した場合（従来どおり）
- ②最低制限価格を下回った場合でも最低制限基本価格以上である場合（今回の変更点）

【例】（公共工事の場合）

予定価格 (1,000万円)	入札 1 回目	入札 2 回目
	A 業者 (1,050万円)	(変更前) ①参加可能
		(変更後) ①参加可能
	落札可能な範囲	
※最低制限価格 (923万円)	B 業者 (922万円)	(変更前) ×参加不可
最低制限基本価格 (920万円)		(変更後) ②参加可能
	C 業者 (900万円)	(変更前) ×参加不可
		(変更後) ×参加不可

予定価格
(1,000万円)

※最低制限価格
(923万円)

最低制限基本価格
(920万円)

※最低制限価格は2回目以降も同じ金額です。